

報道資料

令和6年5月1日

担当：福祉部障がい福祉課
（担当者：森田、岡田）
電話：0742-34-4593（直通）
（内線2790）

指定障害児通所支援事業者の指定取消処分について

奈良市は、山栄商事合同会社に対し、下記のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第21条の5の24第1項第3号、第4号、第5号、第7号、第10号の規定により、事業者の指定取消処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 対象事業者

- (1) 法人名 山栄商事合同会社
- (2) 代表者 代表社員 山村 好史
- (3) 所在地 奈良県奈良市東九条町669-1 リノムア105号

2. 対象事業所

- (1) 事業所名 児童デイサービス わかば園
- (2) 所在地 奈良市北永井町344-18
- (3) サービス種別 児童発達支援、放課後等デイサービス
- (4) 指定年月日 平成25年7月1日（児童発達支援）
平成25年5月1日（放課後等デイサービス）
- (5) 事業所番号 2950170239

3. 指定取消年月日

令和5年12月22日

4. 指定取消の理由

(1) 人員基準違反（法第21条の5の24第1項第3号）

- ① 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、少なくとも平成28年4月から令和4年3月までの間、基準上必要となる常勤の児童指導員又は保育士が配置されていなかった。
- ② 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、少なくとも平成28年4月から令和4年3月までの間、専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者を配置していなかった。

(2) 【運営基準違反】（法第21条の5の24第1項第4号）

- ① 少なくとも平成28年4月から平成31年4月までの間、児童発達支援管理責任者以外の者が児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成を行っていた。
- ② 少なくとも令和元年5月から令和4年3月31日までの間、児童発達支援管理責任者としての配置要件を満たさない者が放課後等デイサービス計画の作成を行っていた。さらに、モニタリング等を記録せず、計画自体についても文書による同意を得ていなかった。
- ③ 遅くとも令和4年6月までに、従業者等に関する諸記録を廃棄するとともに、障害児に対する児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に関する記録について、サービスを提供した日から5年間保存せずに全て廃棄した。

(3) 【不正請求】（法第21条の5の24第1項第5号）

- ① 少なくとも平成28年4月から令和4年2月までの間、児童発達支援（平成31年3月まで）及び放課後等デイサービスにおいて、人員基準違反に伴うサービス提供職員欠如減算を算定しないまま、不正に給付費を請求し続けた。
- ② 少なくとも平成28年6月から令和4年3月までの間、児童発達支援（平成31年3月まで）及び放課後等デイサービスにおいて、人員基準違反に伴う児童発達支援管理責任者欠如減算を算定しないまま、不正に給付費を請求し続けた。
- ③ 少なくとも平成28年4月から令和4年2月までの間、児童発達支援（平成31年3月まで）及び放課後等デイサービスにおいて、人員基準違反に伴って福祉専門職員配置等加算Ⅲの要件を満たしていなかったにも関わらず、これを算定して不正に給付費を請求し続けた。
- ④ 少なくとも平成28年4月から令和3年3月までの間、児童発達支援（平成31年3月まで）及び放課後等デイサービスにおいて、人員基準違反に伴って児童指導員等加配加算の要件を満たしていなかったにも関わらず、これを算定して不正に給付費を請求し続けた。
- ⑤ 少なくとも平成28年4月から令和4年3月までの間、児童発達支援（平成31年3月まで）及び放課後等デイサービスにおいて、運営基準違反に伴う個別支援計画未作成減算を算定しないまま、不正に給付費を請求し続けた。

- ⑥ 令和元年10月から令和3年3月までの間、放課後等デイサービスにおいて、福祉専門職員配置等加算の要件を満たしていなかったにも関わらず、福祉・介護職員等特定処遇改善加算I型を算定して不正に給付費を請求し続けた。

(4) 【検査忌避】(法第21条の5の24第1項第7号)

- ① 児童福祉法第21条の5の22第1項の規定により出頭を求めたにも関わらず、事業者代表兼事業所管理者が複数回に亘って出頭を拒否し、文書による答弁も拒否した。

(5) 【不正又は著しく不当な行為】(法第21条の5の24第1項第10号)

- ① 児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に関する記録を含め、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を、遅くとも令和4年6月までに全て廃棄したことにより、監査に著しい支障を生じさせた。
- ② 令和4年1月に実施した実地指導において、従業者の勤務実績について事実とは異なる資料を作成し、本市に提出した。

5. 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領していた障害児通所給付費の返還を求めるほか、法第57条の2第2項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求します。

(1) 不正請求額

児童発達支援 282,249円

放課後等デイサービス 27,605,362円

(2) 加算金額 11,155,044円

(3) 返還額合計 39,042,655円